

情報共有

(2枚 非管理メモ)

東京電力株式会社
10/14 17:20 広報班

NISA 班 ← プラント
プラント状況 (本店会見) 議事メモ

取扱い 公開不可

暫定版

日時：平成 23 年 10 月 14 日 (金) 11:00~11:20

場所：東京電力本館 3 階大会議室

先方：記者約 20 名 (カメラ 3 台)

当方：原子力・立地本部

原子力設備管理部

広報部

配布資料

- ・ 福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ

よりプラント状況、配付資料に関して説明。

Q. 1号機建屋カバーの取付写真の提供はできないか。

A. 準備させていただく。

Q. 福島第一原子力発電所の耐震バックチェックに関して、昨日の会見以降に確認できたことはあるか。

A. 3月11日以前にバックチェックについてどのような報告をしていたかは確認中である。作業を実際行っていなかったわけではなく、報告書として説明できるレベルに達していなかったということである。福島第二原子力発電所4号機を先行して評価して福島第一原子力発電所1, 3号機の強度評価や補強工事が充分でなかったのは事実である。3月11日以降は地震の影響もあり、耐震評価は進んでいなかった。

Q. 1号機の建屋カバーの設置について、62ピースの部材の組み立てが終了したものの、照明や空調工事が残っているとのことだが、機器の設置は終わっているか。

A. 器具そのものは屋根ピースにそもそも備え付けである。最終的にはケーブルの接続、電源の通電試験、ダクトの接続確認を行い、試運転も行う。その後最終的に原子力安全・保安院が確認することとなる。

Q. 1号機建屋カバーの設置状況の進捗としては、ほぼ終わっていると認識でよいか。

A. その通り。

Q. 1号機建屋カバーによる放射性物質の放出量における効果をどの程度見込んでいるのか。

A. カバーの設置によって、フィルターを通すことになるので、放射性物質そのものの量を低減できる。建屋上空や機器ハッチ開口部においてダストサンプリングを実施しているが、カバーの設置によって2号機と同様に1か所から吸い出すことになるので、これまでより正確なサンプリングができると期待している。

Q. 効果の具体的な数字はあるか。

A. 具体的な数値の見通しはないが、ある程度の効果は見込んでいる。

Q. 3月17日原子力安全・保安院に提出する「中期的安全確保の考え」は、冷温停止の条件として3年程度の期間が設けられているが、炉注水や水処理設備を3年は運用できると考えているということか。

A. 原子力安全・保安院に提出予定の「中期的安全確保の考え」の中には、流量・ポンプ吐出圧等の設備の仕様を記載する予定である。あわせて、それら設備が冷温停止の維持に向けて充分かどうかといった点も記載する予定である。

Q. 「中期的な安全確保の考え」における継続性はどのような言及か。

A. 1年おきの交換が必要なのか、3年程度の運用期間において問題はないかなど設備上の条件・仕様の観点から言及したいと考えている。

Q. 水処理設備は、炉規制法64条の危険時の措置という位置づけでつくられているのか。

A. その通り。

Q. 昨日、原子力委員会における原発試算コストの議論において、原子力発電所事故が議論されたが、地震発生前に東電は原子力発電所事故の発生確率・頻度をどのように想定していたのか。

A. 確率論的な安全評価に関しては、炉心損傷の確率は100万年～1000万年に1回の認識である。ケースによっても異なってくるため、どういったものがあるか確認したい。

Q. 昨日話題となった世田谷区の放射性物質は原子力発電所由来ではなかったとのことだが、東電の見解は。

A. 報道されている内容しか承知していないが、福島原子力発電所事故と関係ないものと認識している。一方、福島第一原子力発電所における事故による影響で確認されたものなので、今後、文科省等と広域モニタリングについて相談してまいりたい。

Q. 建屋カバーの完成までの期間と他の号機の予定は。

A. 7月6日に最初の部材を輸送したので、期間は約3か月程度である。2号機は建屋が残っているので、カバーリングの予定はない。3・4号機は、まずがれき撤去・処理を来年夏頃までに実施し、その後カバーの取付を検討するということになる。今回のようなカバーの形式をとるのか、将来を見据えてより丈夫なコンテナの形をとるのか等を検討中である。

Q. 覆いはするということによいか。

A. むき出しの状況では使用済燃料を搬出できないため、覆う必要はあると考えている。

以上

情報共有 (厳非管理メモ)

NISA213 ← プレス対応チーム

東京電力株式会社

取決 公開不可

プラント状況 (本店レク) 議事メモ

暫定版

10/15 14:30 稼働

日時：平成 23 年 10 月 14 日 (金) 18:00~19:20
場所：東京電力本館 3 階大会議室
先方：記者約 25 名 (カメラ 3 台)
当方：原子力・立地本部
原子力設備管理部
原子力運営管理部
広報部

配布資料：

- ・ 福島第一原子力発電所の状況
- ・ 福島第一原子力発電所 1 号機原子炉建屋カパー屋根パネル設置完了 (10 月 14 日)
- ・ 福島第一原子力発電所 1 号機原子炉建屋 1 階床配管貫通部調査結果
- ・ 福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析結果について (第二百三報)
- ・ 福島第一原子力発電所敷地内における海水中の放射性物質の核種分析結果について (第百九十六報)
- ・ 福島第一原子力発電所取水口付近で採取した海水中に含まれる放射性物質の核種分析の結果について (10 月 13 日採取分)
- ・ 福島第一原子力発電所沖合における海底土の放射性物質の核種分析について (続報 30)
- ・ 集中廃棄物処理施設周辺 サブドレン水核種分析結果
- ・ 福島第一 2 号機原子炉建屋上部における空気中放射性物質の核種分析結果
- ・ 福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ

よりプラント状況、配付資料に関して説明。

質疑：

Q. 6 月に公開された 1 号機原子炉建屋 1 階の映像では水蒸気が出ていたが、その際に測定された 52℃ というのはどこの温度計の値か。また、その温度計は正常に機能しているのか。

A. S/C の温度計であり、この温度計は正常に機能していると考えている。

Q. 映像では蒸気が出ていないようだが、前回の 50℃ と今回の 40℃ の 10℃ の差で、蒸気の出方はそれ程差があるのか。

A. 外気温にもよるので、単純な比較はできないかと思う。なお、作業員が直接カメラを見ているが、湯気は出ていない事を確認している。6 月の段階では貫通部付近の温度は 32℃ であり、今回は 24℃ であったため、雰囲気温度も下がっている。

Q. 格納容器周辺の温度が下がった理由は原子炉への注水によるものと考えているか。

A. 半年に渡って注水してきたので、全体的に温度が下がってきたと判断している。

Q. プールからS/Cに水が漏れ出ているのは、どこかに亀裂があるためと考えているか。

A. 目視確認をしなくては分からないが、貫通部のシール能力が落ちているので水が漏れ出たのかと思う。

Q. 耐震安全性評価において、原子力安全・保安院の話によると10月7日に東京電力の社員とやりとりしたという事だが、何か確認できているか。

A. 10月7日からは意見聴取会に向けて、東北地方太平洋地震の影響評価に関する打ち合わせを行い、その際に、耐震安全性評価についても話題になった。耐震安全性評価は、現在作業を進めているが東日本大震災以来作業が硬直しており、最終報告ができるまでの状況には至っていない。配管サポート等の工事については、3、5号機で先行して行っているが、評価を含めて全て終えた訳ではないという事を原子力安全・保安院に説明した。

Q. 東京電力と原子力安全・保安院で説明が違うが、なぜか。

A. 見解の相違かと思われる。当社としては原子力安全・保安院に説明できる状況ではなかったが、全く作業を行っていなかったわけではない。

Q. 強化工事は3号機、5号機は先行して行っているが、全く配管サポートを行っていない機もあるという事か。

A. その通り。耐震の必要性を評価して設計を行い、どの時期にやるべきか、どの程度の長さ点検するかなどを決定する。今回は3、5号機を先行して行う事になっており、4、6号機においては、地中の配管のバックチェックについては実施していた。

Q. 尾瀬の土地管理について、従来は東京電力が管理してきたと思うが、風景地保護協定により地元などに管理を委託するという報道があったが、事実関係を教えていただきたい。また、今後の管理方法についてどのように考えているのか。

A. 尾瀬の管理の委託を決定したという事実は無いが、関係各所と意見交換しているのは事実。従来通りの管理が続けられるかどうかも含めて、今後協議してまいりたい。

Q. 1号機の建屋カバーについて、フィルタ付きの換気装置はダクト部分に、既に取り付けられているのか。

A. 装置そのものは取付け済みである。チャコールフィルタや粒子状のフィルタを使って、建屋内を換気するもので、換気は屋上に吸い込み口があり、下のダクトから吸い出す。

Q. 建屋内の空気の浄化の性能について教えていただきたい。

A. 建屋の空間は45,000m³であり、浄化の性能は40,000m³/hであるので、1時間強で建屋内の空気が入れ替わるもの。放射性物質をどの程度取り除けるかについては、測定しないと分からないが、数分の一程度には低減できると思う。

Q. 建屋カバーの使用期間はどの程度を見込んでいるか。

A. 建屋カバーの寿命は約2年。今回のカバーはあくまで仮設であり、使用済燃料の取

り出しの際には一部改造が必要かと思っている。最終的には、1号機もコンテナにする予定であり、損傷燃料を取り扱うため、機密性の高いものを目指している。

Q. 3、4号機についてはどのように対応するか。

A. 現在瓦礫の撤去を優先して進めており、来年8月頃までかかる見込み。その後、使用済燃料の取り出しを行うので、コンテナの設置を進めている。4号機は全ての燃料がSFPにあるので、取り出せるかと思うが、3号機は炉心燃料の取り出しがあるので、カバーの後にコンテナにするか、最初からコンテナにするかは検討中である。

Q. 緊急時の作業員の被ばく限度について厚労省 250mSv が 100mSv に戻すと公表しているが、作業への影響はどうか。また、被ばく限度が 250mSv の作業を一部残すそうだが、どのようなものがあるか。

A. 現在、緊急時被ばく限度という事で特例措置を設けていただいているが、通常時に戻すようなら年間 50mSv になる。現段階で 100 mSv を超えている作業員は管理区域で働けなくなる。当社社員では現場での作業ができなくなるということであり、協力企業作業員にとっても他の原子力発電所で働けなくなる。100 mSv に達していない作業員についても、限られた作業になってしまう。それに対して当社としては人事ローテーションなどにより対応するが、線量が高い場所は熟練者が必要。今後、屋外の作業については問題無いと思っているが、水処理設備などの作業については、保守作業により累積という意味では増えてしまう。今後、原子炉建屋の調査を進めている中で、何か調査をすることで線量が高くなってしまうこともあるし、今後も不足の事態がある可能性はあるので、高線量で作業をする事になるかと思う。

Q. 東電の内規で決めている線量限度は。

A. 東電としては 170 mSv を超えた段階で現場作業をさせないようにしている。協力企業によっては、50 mSv で管理するなどの運用があると思う。

Q. 賠償の関連で、環境業者に対して売り上げの2割をカットした分の支払いを見直すこと福島県内の組合に伝えたと聞いたが、具体的にはどのように見直すのか。

A. どのように見直すかについては、現在、検討を行っている段階であり、具体的な時期は今後詰める事になっている。

Q. 賠償が既に始まっているので、算出方法を変更すると混乱が生じると思うが、どのように対処するのか。

A. 混乱が生じる事は想定されるため、説明会等を行い丁寧に対応していく。

Q. 1号機の線量マップについて、だいぶ高い線量が確認されたようだが、今後周辺で何か作業は予定しているのか。また、今回の調査の目的と今後の取り組みについて教えていただきたい。

A. 調査の目的は、原子炉が循環注水により冷えてきており、湯気について再度確認する必要があるかと思い測定した。作業については、今後もこの周辺で作業をする予定は無い。

Q. 1号機のカバーの設置について、カメラの設置は終了しているのか。

A. 建屋の屋根の内側にカメラと照明を取り付けているが、電源ケーブルなどの設置は終わっていない。常に建屋上部を確認できるようにする予定であり、その映像は免震重要棟で見ることができるようになるもの。

Q. 3、4号機のカバーについては、建屋全体を覆うのか。

A. 3、4号機については損傷の程度が1号機よりひどいため、どのようにするかは現在検討中。

Q. 水源喪失の際の注水の再開について、8月時点でタンクが壊れた際の復旧に60分かかるといふ報告だと記憶している。現時点で30分となっているが、何か見直したのか。

A. タンクの機能の喪失の際には、パッファタンクが故障してろ過水タンクに切り替えるのに30分、ろ過水タンクが使えなくて純水タンクに切り替えるのに30分、計60分という意味である。

Q. 原子力安全・保安院が手順書の開示を決定したというプレスを先ほど行っており、東京電力に一週間の申し立て期間が与えられたとの事だが、東京電力として今後どのように対応するのか。

A. 今後の対応を検討している段階である。

Q. どの範囲まで公開するのか。

A. 手順書の公開について、当社としては非公開の立場は変わっていない。公開については原子力安全・保安院の方で判断すると思われる。

Q. 手順書の提出について、原子力安全・保安院はマスキングした理由を、箇所ごとに示すように指示しているが、なぜ東京電力は文書全体の理由しか示さなかったのか。

A. 保安院との見解の相違と思われる。当社としては、公開により安全上の支障等が生じる事となる情報の具体的範囲と安全上の支障等が生じると判断する根拠について、根拠を示した上で、具体的な範囲をマスキングして提出した。

Q. 個別のマスキング箇所に対する説明は必要無かったという事か。

A. 当社としては全体の方針をお示しし、その方針に従ってマスキングを行った。ただし、今回改めて指示を受けているため、個別にマスキングした理由を示して再度提出する。

Q. 今回の提出期限は。

A. 11月14日。

Q. 原子力発電所の重大事故の発生確率について、機ごとに頻度が違う最大の理由を教えてください。

A. 各号機の設備の違いである。設備ごとの故障確率を総合的に判断した。

Q. 頻度を算出した計算式の基本的な考え方を教えてください。

A. 原子力安全・保安院から平成20年8月に示された確率論的安全評価のガイドラインに従って算定した。

Q. 濃縮塩水の放射性物質を含む塩分は、今後どのように処理するのか。

A. 未定である。

Q. 濃縮塩水の補完しているタンクは特別な材質の製品を使わなくても大丈夫なのか。

A. 鋼製のタンクに、腐食しないように強化プラスチックでライニングを施しているので、問題無いと思っている。

Q. キュリオン、アレバで処理した際に生じる廃スラッジの最終的な処理はどのように行うのか。

A. 未定である。研究開発が必要であると思っている。

Q. 森林が120万m²伐採されているかと思うが、タンクの置き場所の確保のために、今後更に伐採する予定があるのか。

A. 未定である。伐採は一通り終了しているが、今後、必要に応じて伐採する予定。

Q. 敷地内のがれきの撤去は一段落しているのか。

A. 建屋の周囲や道路のがれき撤去については一段落しているが、3、4号機の建屋上部は現在行っている。

Q. 手順書について、マスクングする判断は東京電力のどこの部署で行っているのか。

A. 手順書を扱っている部署がメインで、必要に応じて法務室や核物質防護関係を扱っている部署でやる。

Q. 耐震バックチェックについて、東京電力の中間報告から3年経っても報告が無いという事だが、東日本大震災の他に理由はあるのか。また、提出の見通しはどうか。

A. 中越沖地震による知見を反映させる事が遅れた原因の一つである。中越沖地震により、建物の剛性を加味しない事には、解析と実態が合わないという事が分かった。そのような新しい知見を福島第一、福島第二原子力発電所の報告時に反映させるための解析に時間がかかっており、中越沖地震後、報告書の提出が遅れる事についてはプレスを行っている。また、貞観津波の話が当初から話題になっており、原子力安全・保安院としても最終報告に載せるべきという意見があったため、取りまとめていた。その最中に、東日本大震災が起こってしまったため、作業が硬直しており、現時点では、提出の時期は未定である。

Q. だいぶ時間が経っているが、ある程度の見通しを立てるべきではないか。

A. 現時点では、福島第一原子力発電所の復旧を最優先する必要があると考えている。

Q. 耐震バックチェックの提出は、元々来年以降の予定だったのか。

A. 貞観津波の評価、耐震安全性評価を進めた上で提出する予定である。東日本大震災

以降作業が進んでいないので、全体の提出の前に耐震安全性評価が先にとりまとめられ、提出する可能性はあるかと思う。

Q. 原子力安全・保安院からは、東日本大震災の段階で作業が進んでいなかったという見解があるが、東京電力としてはどう考えているか。

A. 見解の相違だと思っている。東京電力としては作業をしていたが、原子力安全・保安院に説明するための資料が用意できていなかったのも、原子力安全・保安院としては進んでいないと判断したのかと思われる。

以上